

受理年月日	平成26年9月9日	付託年月日	平成26年9月10日	所管委員会	第3委員会
番号	26年請願第18号				
件名	農業・農協改革に関する意見書議決について				
請願者	中央区天神四丁目9-1 福岡市農業協同組合 代表理事組合長 鬼木 晴人 外3人				
紹介議員	笠、鬼塚、藤本、国分、水城、平畑、三角、浜崎、妹尾、おばた、川上(晋)、津田、楠、高木、綿貫、宮本、中山、熊谷、星野、高田、池田、落石、川口、荒木、橋田				
分割付託	なし				
要旨	<p>平成26年6月の規制改革会議第2次答申や「農林水産業・地域活力創造プラン」等における「農業・農協改革」は、信用事業の譲渡や准組合員への新たな利用制限の導入等、協同組合の理念や組合員の意味、地域の実態とかけ離れており、JAが発足以来築き上げてきた本市の農業振興や地域貢献活動の取り組み等の解体につながるものと危惧するところです。</p> <p>また、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないよう、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>よって、今後の政府による「農業・農協改革」の進め方いかんでは、JAの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されるため、この請願を行うものです。</p> <p>地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政機関並びにJAが適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが、最も効果的であり効率的です。</p> <p>については、次期通常国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」において、以下の点に留意のうえ、現場の意見を反映するよう、国に意見書を提出するよう請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協同組合であり、民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。</li> <li>2. 地域住民の重要な社会生活基盤ともなっているJAの事業に対して准組合員の利用を制限するような、協同組合の果たしている役割に支障を来す規制強化を行わないこと。</li> <li>3. JAが行っている営農・経済・信用・共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため、信用事業の譲渡等、一部の事業を強制的に分離しないこと。</li> <li>4. 全農は、JAを補完するものであり、多様な担い手の農畜産物の共同販売等の機能を維持するには株式会社化による対応の必要はないため、現行の協同組合組織を堅持すること。</li> <li>5. 中央会は、JAの指導機関としての経営指導・監査が必要不可欠であり、また、政府への農業政策の要請ができなくなることから引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。</li> </ol>				
審査 年月日	平成 年 月 日	結 果		委員会	平成 年 月 日
	平成 年 月 日			本会議	平成 年 月 日
	平成 年 月 日			平成 年 月 日	

平成26年 9月

9

福岡市議会議長  
森 英鷹 殿

請願者 福岡市中央区天神4丁目9-1  
福岡市農業協同組合  
代表理事組合長 鬼木 晴人

請願者 福岡市東区筥松2丁目19-16  
福岡市東部農業協同組合  
代表理事組合長 石川 直茂

請願者 福岡市中央区天神4丁目9-1  
福岡市農政連  
委員長 松尾 恭文

請願者 福岡市東区筥松2丁目19-16  
福岡市東部農政連  
委員長 小林 信也

# 「農業・農協改革」に関する請願

## 1. 請願の趣旨

平成26年6月の規制改革会議第2次答申や「農林水産業・地域活力創造プラン」等における「農業・農協改革」は、信用事業の譲渡や准組合員への新たな利用制限の導入等、協同組合の理念や組合員の意思、地域の実態とかけ離れており、JAが発足以来築き上げてきた福岡市の農業振興や地域貢献活動の取組み等の解体に繋がるものと危惧するところであります。

また、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないよう、慎重な検討が必要と考えます。

よって、今後の政府による「農業・農協改革」の進め方如何では、JAの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業をはじめとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されるため、この請願を行うものです。

## 2. 請願事項

地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政機関並びにJAが適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが、最も効果的であり効率的です。

ついては、次期通常国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」において、以下の点にご留意のうえ、現場の意見を反映するよう、国への意見書を提出いただきたく請願いたします。

(1) 協同組合であり、民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。

(2) 地域住民の重要な社会生活基盤ともなっているJAの事業に対して准組合員の利用を制限するような、協同組合の果たしている役割に支障をきたす規制強化を行わないこと。

JA福岡市の組合員数の状況		平成26年6月末時点	
正組合員	6,874人	准組合員	28,692人
合計組合員数	35,566人		

JA 福岡市東部の組合員数の状況

正組合員 1, 838人 准組合員 13, 246人  
合計組合員数 15, 084人

- (3) JAが行っている営農・経済・信用・共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため、信用事業の譲渡等、一部の事業を強制的に分離しないこと。
- (4) 全農は、JAを補完するものであり、多様な担い手の農畜産物の共同販売等の機能を維持するには株式会社化による対応の必要はないため、現行の協同組合組織を堅持すること。
- (5) 中央会は、JAの指導機関としての経営指導・監査が必要不可欠であり、また、政府への農業政策の要請ができなくなる事から引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。

## 農業・農業協同組合改革に関する意見書(案)

平成 26 年 6 月 13 日、政府の規制改革会議が取りまとめた第 2 次答申や、その内容を踏まえ 6 月 24 日に、農政のグランドデザインである「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、農業協同組合の改革が盛り込まれました。

農業協同組合は、行政と一体となって担い手の育成、農産物ブランドづくり等に取り組み、地域農政の推進に大いに寄与するとともに、正組合員ばかりでなく、准組合員の生活安定に寄与してきております。

また、地域農業を振興し、農家の所得向上を目指していくためには、行政と農業協同組合が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが最も効果的、効率的であります。

今回の改革は、単位農協の信用事業の譲渡や、准組合員の事業利用について一定のルール導入など、農業協同組合の根幹にかかわる内容に及んでいるため、進め方によっては、農業協同組合の機能が低下し、農業者への多大な影響が懸念されるところです。

農業改革を進めるにあたっては、農業者や農業団体などの現場の意見及び地域の実情を十分に踏まえた議論を深めながら、拙速な判断を避け、慎重に進める必要があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項を講ぜられるよう強く要請します。

- 1 協同組合であり、民間組織である農業協同組合に対して、強制的な組織変更を押し付けるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。
- 2 地域住民の重要な社会生活基盤ともなっている農業協同組合の事業に対して、准組合員の利用を制限するような、協同組合の果たしている役割に支障をきたす規制強化を行わないこと。
- 3 農業協同組合が行っている営農・経済・信用・共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため、信用事業の譲渡等、一部の事業を強制的に分離しないこと。
- 4 全農は、農業協同組合を補完するものであり、多様な担い手の農畜産物の共同販売等の機能を維持するには、株式会社化による対応の必要はないため、現行の協同組合組織を堅持すること。
- 5 中央会は、農業協同組合の指導機関としての経営指導・監査が必要不可欠であり、また、政府への農業政策の要請ができなくなることから、引き続き農協法に基づく制度として位置付けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣  
内閣府特命担当大臣（規制改革） 宛て

議 長 名